2013年8月 フ号 平成25年8月30日(金)

落合中生徒指導部

いよいよ、夏休みも終わり、今週より授業がスタートしました。26日の全校朝会の中で校長先生から、校内に**『いじめ防止推進委員会』**が設立されるという報告と**「落合中学校は、いじめを絶対許さない」**ということを全校生徒に向けて記ずまりました。

して品がありました。 この委員会は、6月に、国会で『いじめ防止対策推進法』が公布されたことを受け、校内に設置されるものです。いじめに対して、学校全体で未然防止に努め、その兆候を早期に発見し、取り組みを進めます。 落合中学校では、9月24日~10月1日までを『いじめ防止取組週間』として、いじめを教材にした授業を道徳の時間に行うなど計画しています。また、8月6日に採択した『落合中学校生徒会 平和アピール』を再度、考える期間にしたいとも思います。

平成25年度 落合中学校生徒会 平和アピール

僕たちは、今年もさまざまな平和への取り組みを行ってきました 身近な平和に目を向けた「人権標語」では、みんなが幸せに生きるために大切なことを、たくさんの言葉で表現できまし

。 また「ひろしま平和ノート」では、 平和への思いを受け継ぐために、 まず「知って」「考えて」「発信する」ことの大切さを学

習しました。 さらに、全校生徒で新聞記事を読みながら、原爆で大切な人を奪われた悲しみ、それでも力強く生きる人間のたくました。そして平和を願う心を知ることができました。こうして、平和への思いを込めた「折り鶴」を慰霊碑に納めることができ ました

ました。
しかし、こうして学習をしても、アンケート結果をみると14%の生徒は原爆投下の日時さえ答えることができせんでした。14%が多いのか少ないのかは分かりませんが、少なくともヒロシマの中学生として、今日の8月6日を胸に刻み、意味のある日にしなくてはいけないと思うのです。
人類史上で始めて原子爆弾が落とされたヒロシマ。あれから68年。私たちは被爆体験を直接聞ける最後の世代です。自分たちが継承しなければ、平和を願う心も薄らいでくるのではないでしょうか。
平和の取り組みで行ったアンケートの中で、「落合中学校は平和ですか?」とたずわました。8割の人は「平和だ」と答えました。学校に来るのが楽しいし、笑顔で過ごすごとができる。みどあじがほとんどできているからと。しかし、2割の「平和ではない」と答えた人の理由を見過ごすわけにはいきをせん。復襲を妨害する人がいる。 危険な適びをする人がいるから。いうんなものが壊れるから。いじめか全くないとはいいもれない。人が傷つくごと言う人がいるがから。みどあじを守れていない人もいるから…。と、理由も具体的です。さらに、「落合中の平和のために何ができるか」とたずわたら、ほぼ全員が答えることができました。みんな具体的な内容でした。いじめをなくす・冗談でもけんかはしない・注意する人を増やす・小さなことでもみんなで呼び掛ける・みとあじを守って生活する。とれも大切なことですが、書くだけになっていないでしょうか。ちょっとでも行動しなければ何もかわらないし、落合中学校にいる生徒・先生の全員が平和だと言えないのではないでしょうか。ちょっとでも行動しなければ何もかわらないし、落合中学校にいる生徒・先生の全員が平和だと言えないのではないでしょうか。ちょっとでも行動しなければ何もかわらないし、落合中学校にいる生徒・先生の全員が平和だと言えないのではないでしょうか。

歩の行動を起こして下さい。お願いします。

つ。誰にでも自分からあいさつする。

二つ。ひとりぼっちに目を向けて、声をかける。 三つ。いじわるや嫌がらせをしない。

四つ。「いじめ」と思ったらすぐ伝える

五つ。人の悪口は言わない、書かない。

六つ。暴力と暴言はみんなで止める。

つ。キモイ・ウザイ・死ねを言わない。言わせない空気を作る。

八つ。もし、人を傷つけたり迷惑をかけたら、素直にあやまる。 九つ。どんなルールでも、「ルール」は守る。

みそあじ」を大切にする。

「みんなとならいっしょにできる。努力してみる」と思えた人は、ぜひその場に立ってみてください。 今年の10か条は、「一人ではできなくても、みんなとならできること」そう思ってまとめました。どれもみんなのアンケー から取り出した大事な思いです。 平和を築くための具体的な行動を、ここにいるみんなで一緒に取り組みましょう。

平成25年8月6日 広島市立落合中学校 生徒会

『いじめ防止対策推進法』とは・・・
文部科学省が行った調査では、昨年4月からの半年間に全国の小中高校などで約14万件のいじめが報告され、命に危険が及ぶなど重大な事例も278件ありました。
国は、この事実を重く見て、国会で各政党が協議して法律を制定しました。
この法律では、いじめを「児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義し、仲間はずれやインターネット上の悪質な書き込みを含めて「行ってはならない」と明確に禁止しました。
対策の大きな柱は、いじめを受けた生徒が長期間、学校を欠席するなど重大な問題になった時には学校に調査組織を設ける点です。

設ける点です。 「さらに、いじめた子には厳しく対応することも強調され、命が脅かされるような時には、学校は警察に通報し、協力 して取り組むこととなりました。この法律を生かして、いじめを許さない学校にしていかなければなりません。

